

○国土交通省告示第四百五十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十三項（同条第三十二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準を次のように定め、及び同条第二十四項（同条第三十二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準を次のように定めたので告示する。

令和四年三月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

1 租税特別措置法施行令第二十六条第二十三項（同条第三十二項において準用する場合を含む。）に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 居住用家屋の新築等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋の新築等をいう。以下同じ。）に係る家屋 評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）第5の5の5―1(3)の等級5以上の基準（評価方法基準第5の5の

5 | 1 (3)ハに規定する結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) 及び評価方法基準第5の5の5 | 2 (3)の等級6以上の基準

二 既存住宅 (租税特別措置法第四十一条第一項に規定する既存住宅をいう。以下同じ。) 評価方法基準第5の5の5 | 1 (4)の等級5以上の基準 (評価方法基準第5の5の5 | 1 (4)ハに規定する結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) 及び評価方法基準第5の5の5 | 2 (4)の等級6以上の基準

2 租税特別措置法施行令第二十六条第二十四項 (同条第三十二項において準用する場合を含む。) に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 居住用家屋の新築等に係る家屋 評価方法基準第5の5の5 | 1 (3)の等級4以上の基準 (評価方法基準第5の5の5 | 1 (3)ハに規定する結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) 及び評価方法基準第5の5の5 | 2 (3)の等級4以上の基準

二 既存住宅 評価方法基準第5の5の5 | 1 (4)の等級4以上の基準 (評価方法基準第5の5の5 | 1 (4)ハに規定する結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) 及び評価方法基準第5の5の5 | 2 (4)の等級4以上の基準

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。